

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 内閣府 ）

制 度 名	特定収入に係る消費税制上の所要の措置		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	消費税の仕入税額控除の特例について、課税仕入れに係る税額の計算上、不課税仕入れ額に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないなどとする ことで、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正する。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 公益法人等の活動環境を整備する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行、消費税の納付税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算することとなっているが、特定収入（寄附金収入等の対価性のない収入）は総収入に占めるその割合に応じて、一部が課税仕入れに充てられるものとみなされて、そのみなされた課税仕入れに係る税額について仕入控除税額から控除される。 ・ このため、助成金支出などの不課税仕入れに充てられる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなり、多額の消費税を負担することとなるという不合理な結果となっている。 ・ 現行制度からは、影響金額が小さいと想定されてきたことを踏まえ、課税計算の便宜上、本来負担する必要のない消費税を公益法人等に負担させているものと考えられる。しかし、寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加、及び税率の上昇を見込むと、当該不合理は、可能な限り排除されなければならない。 ・ このため、不課税仕入れに充てる特定収入については、課税仕入れに充てられるものとみなさないことなどにより、特定収入に係る不合理な取扱いを是正する必要がある。 ・ 以上の理由により、本税制改正要望を行うものである。 		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 15. 公益法人制度改革等の推進 【施策】 ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
		政策の達成目標	現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することで、公益法人等の活動環境が整備される。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	公益法人等の活動基盤が整備されることで、法人の行う公益活動が活発化する。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	現時点（平成24年7月末）において、公益社団・財団法人数は約5,400法人となっている。（別表第三に掲げられた他の法人類型については把握していない。）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することで、公益法人等の活動環境が整備される。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性		助成金支出などの不課税仕入れに充てられる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは、明らかに不合理である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—